

茅ヶ崎市斎場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第41号

茅ヶ崎市斎場条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市斎場条例（平成4年茅ヶ崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表火葬室の項中

0	80,000
0	50,000
0	50,000
0	50,000
0	25,000

10,000	90,000
6,000	54,000
6,000	54,000
6,000	54,000
3,000	27,000

を

に改める。

#### 附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 火葬室の使用の承認の申請がこの条例の施行の日前にされた場合における当該申請に対する承認に係る使用料については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。